

有害鳥獣侵入防止柵資材購入に係る仕様書

- 1 契 約 名 福有第2号
令和8年度 野生鳥獣被害総合対策事業
有害鳥獣侵入防止柵（電気柵）資材購入（その1）
- 2 資 材 内 訳 別紙「種別・地区別集計表」のとおり
- 3 物品の納入
 - （1）納入期限 令和8年10月9日（金）
 - （2）納入場所 福知山市一円（別紙「種別・地区別集計表」の地区）
施工地区ごとに当協議会が指定する場所へ納入すること。
指定場所へ効率的に納入するため、場所の位置関係を踏まえたルートとすること。
資材の数量によっては、1地区に複数の納入日及び納入場所を指定することがある。
 - （3）納品書等 納品書は別紙「種別・地区別集計表」の地区別にし、各資材の納品内容が確認できる写真を添付して書面で提出すること。
- 4 規格は次のとおりとする。

シカ・イノシシ対策用の電気柵で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令より、耐用年数8年以上を有すること。

 - （1）本器（最大電線長 3,300m 以上、出力電圧 9,000V 以上）
 - ア 出力間隔が 1.0～1.5 秒以内のものであること。
 - イ ソーラーパネル（10W 以上）と、過充電防止及び過放電防止の機能が付いていること。
 - ウ バッテリー（12V）又はアルカリ電池（12V）に対応できるものであること。
 - エ 雨に濡れても問題ない完全防雨設計で、屋外設置が可能なものであること。
 - オ 作動ランプにより、正常に作動しているか表示すること。
 - カ アース棒、出力コード、バッテリーコード、注意表示板（2枚）、取扱説明書、保証書を付属すること。
 - キ 本器に相当するバッテリーを付属すること。
 - ク JIS 規格に準拠した安全性を備えたものであること。
 - （2）本器（最大電線長 5,000m 以上、出力電圧 9,000V 以上）
 - ア 出力間隔が 1.0～1.5 秒以内のものであること。
 - イ ソーラーパネル（10W 以上）と、過充電防止及び過放電防止の機能が付いてい

ること。

ウ バッテリー（12V）又はアルカリ電池（12V）に対応できるものであること。

エ 雨に濡れても問題ない完全防雨設計で、屋外設置が可能なものであること。

オ 作動ランプにより、正常に作動しているか表示すること。

カ アース棒、出力コード、バッテリーコード、注意表示板（2枚）、取扱説明書、保証書を付属すること。

キ 本器に相当するバッテリーを付属すること。

ク JIS 規格に準拠した安全性を備えたものであること。

（3）支柱

支柱は、FRP ポールでφ20mm×2,100mm以上のものとし、専用の架線具を付属すること。

（4）柵線（コード）

柵線は、φ2.5mm 以上×500m ボビン巻で、通電性の高い金属を用い、長距離の使用時でも通電効率が低下しづらいものであること。

（5）出入口

上記記載の支柱に取付可能なものであること。

（6）その他資材

必要に応じ検電器、巻き取り器を付属すること。

5 支 払 方 法

事業完了後の精算払いとする。ただし、京都府及び福知山市からの補助金交付後の支払とする。

（参考）令和7年度事業の支払日：令和8年5月19日

なお、京都府又は福知山市からの補助金交付の時期により、部分払をする場合がある。

6 そ の 他

（1）地元との調整等により、数量に変更が生じることがある。

（2）部材に使用している材料の品質を保証する書類を物品納入時に提出すること。

（3）地元による自力施工を原則とするため、資材の内訳、設置方法、施工手順、使用方法、施工上の注意点等について、施工マニュアルを提出すること。また、発注者が求めた場合には、適正かつ誠意をもって指導を行うこと。

（4）運搬料、荷降ろしに係る作業員の確保及びその賃金等各地区への資材納入に必要な経費については、落札業者の負担とする。

なお、物品の納入を別紙「種別・地区別集計表」の地区ごとに行うため、指定場所に効率的なルートで納入できる程度に市内の地区の位置などを熟知している者

である必要がある。

(5) 契約書及び仕様書に定めのない事項については、別途協議により決定する。